

宇陀市公告

一般競争入札の実施について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、宇陀市立新学校給食センター電話交換機設備設置工事に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及びその資格審査に係る申請手続きなどについて次のとおり定めたので、同条第2項並びに令第167条の6第1項及び宇陀市契約規則（平成18年1規則第44号。以下「規則」という。）第2条の規定により公告します。

令和6年2月16日

宇陀市長 金剛 一智

1. 競争入札に付する事項

(1) 業務名

宇陀市立新学校給食センター電話交換機設備設置工事

(2) 業務場所

宇陀市立新学校給食センター（奈良県宇陀市大宇陀野依1240番地）

(3) 業務の内容等

宇陀市立新学校給食センター電話交換機設備設置工事にかかる仕様書による。

(4) 納入期日

契約締結の日から令和6年3月29日まで

※給食センター建設工事の進捗状況により納入日が遅れる可能性があります。

2. 入札参加資格要件

次に掲げる条件を全て満たす者で、入札参加資格の確認において、その資格があると認められたものとする。

(1) 令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止または指名保留の措置期間中でない者であること。

(3) 宇陀市物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する要綱で令和4年度、令和5年度において営業種目がI-2「電話交換機」に登録している者であること。

(4) 別紙宇陀市立新学校給食センター電話交換機設備設置工事にかかる仕様書（以下「仕様書」という。）に示した調達物品と同等の実績を証明できる者であること。

実績は、過去2年間に国又は地方公共団体において、宇陀市が同等と認める契約を元請として、2回以上締結し誠実に履行した者であること。

(5) 仕様書に示した調達物品の規格に合致した物品及び数量を確実に納入し、当該機

器等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていること。
これらの体制は奈良県内に整備され、365日24時間対応可能であること。
また、奈良県内に保守要員が在籍していることを証明できる者であること。

3. 入札参加申請及び資格の確認

入札に参加を希望する者は、次のとおり申請をし、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 提出期日 令和6年2月28日(水)午後5時まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く)
- (2) 提出先 宇陀市学校給食センター
- (3) 提出方法 郵便、電子メール、FAXまたは持参とする。
- (4) 提出書類 宇陀市立新学校給食センター電話交換機設備設置工事入札説明書4.
及び(5)に示す下記の書類。
ア 納入(供給)証明書
イ 保守体制整備証明書
ウ 実績証明書
*様式は宇陀市ホームページよりダウンロードすること
- (5) 入札参加資格の有無
上記3(4)の申請に基づく資格の有無については、令和6年3月1日(金)
午後4時までにFAX及びメールにより各申請者に通知します。

4. 入札書の提出場所等

- (1) 入札日時 令和6年3月8日(金)午前11時00分
- (2) 入札場所 奈良県宇陀市榛原下井足17番地の3 宇陀市役所 2階 212会議室
- (3) 仕様書等の交付期間及び場所
ア 交付期間 令和6年2月16日(金)～令和6年2月28日(水)
イ 交付場所 宇陀市ホームページに公開
- (4) 仕様書等に関する質問
仕様書、入札説明書等に関して質問がある場合は、宇陀市役所学校給食センターへ
FAX
により提出してください。
ア 質問期間 令和6年2月28日(水)正午まで
イ 回答 令和6年3月1日(金)午後5時までに回答

5. その他必要事項

詳細は、宇陀市立新学校給食センター電話交換機設備設置工事入札説明書及び仕様書によります。